65歳～74歳

	世帯主 現役年収600万円		配偶者 現役年収0万円	
	所得税	住民税	所得税	住民税
年金収入(A)		2,093,240		777,800
（老齢基礎年金）		*777,800*		*777,800*
（老齢厚生年金）		*1,315,440*		*0*
公的年金等控除後の金額		993,240		0
社会保険料控除(B)		155,200		18,000
（健康保険）		*108,400*		*0*
（介護保険）		*46,800*		*18,000*
基礎控除	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税
配偶者（特別）控除	380,000		0	
課税総所得	0		0	
都道府県民税所得割	-		-	
都道府県民税均等割	-		-	
市区町村民税所得割	-		-	
市区町村民税均等割	-		-	
税額(C)	0	0	0	0

手取（A-B-C） 1,938,040 (D)　759,800 (E)

世帯手取合計(D+E) 2,697,840

75歳～84歳（後期高齢者医療）

	世帯主 現役年収600万円		配偶者 現役年収0万円	
	所得税	住民税	所得税	住民税
年金収入(A)		2,093,240		777,800
（老齢基礎年金）		*777,800*		*777,800*
（老齢厚生年金）		*1,315,440*		*0*
公的年金等控除後の金額		993,240		0
社会保険料控除(B)		123,400		41,200
（健康保険）		*76,600*		*23,200*
（介護保険）		*46,800*		*18,000*
基礎控除	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税
配偶者（特別）控除	480,000		0	
課税総所得	0		0	
都道府県民税所得割	-		-	
都道府県民税均等割	-		-	
市区町村民税所得割	-		-	
市区町村民税均等割	-		-	
税額(C)	0	0	0	0

手取（A-B-C） 1,969,840 (D)　736,600 (E)

世帯手取合計(D+E) 2,706,440 （後期高齢者医療制度）

※平均標準報酬額は、年収÷12で概算しています。また、再評価率は考慮していません。
※今回の試算条件では、加給年金・振替加算は発生しません。
※経過的加算・従前額保障は考慮していません。
※復興特別所得税は考慮していません。
※配偶者70歳以降は「老人控除対象配偶者」となるため配偶者控除額が48万円となりますが、今回の試算ではどちらでも税額は0になり、結果に影響しません。
※記載していない控除は考慮していません。
※住民税・国民健康保険料・介護保険料は東京都大田区を参照（自治体により若干異なる場合があります）。
※住民税・国民健康保険料・介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、便宜上所得のあった年に発生するものとして計算しています。